

【表紙】**【提出書類】** 半期報告書**【提出先】** 関東財務局長 殿**【提出日】** 2026年9月10日 提出**【計算期間】** 第20期中（自 2025年12月11日 至 2026年6月10日）**【ファンド名】** セゾン資産形成の達人ファンド**【発行者名】** セゾン投信株式会社**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 園部 鷹博**【本店の所在の場所】** 東京都豊島区東池袋3-1-1**【事務連絡者氏名】** 本多 晶**【連絡場所】** 東京都豊島区東池袋3-1-1**【電話番号】** 03-3988-8669**【縦覧に供する場所】** 該当ありません。

1【ファンドの運用状況】

以下は2026年6月末日現在の運用状況です。

また、投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産等の評価金額の比率をいいます。小数点以下第2位未満を四捨五入しているため合計が一致しない場合があります。

(1)【投資状況】

資産の種類	国	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	155,247,164,878	30.91
投資証券	アイルランド	222,910,078,728	44.38
	ルクセンブルク	115,002,917,518	22.90
現金・預金・その他資産（負債控除後）		9,139,291,212	1.82
合計（純資産総額）		502,299,452,336	100.00

（２）【運用実績】

①【純資産の推移】

2026年6月末日現在および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産総額の推移、および1口当たりの純資産額の推移は次の通りです。

	純資産総額（円）		1口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第10期計算期間末				
2016年12月12日	37,496,565,829	（同左）	1.6637	（同左）
第11期計算期間末				
2017年12月11日	53,824,111,195	（同左）	2.0804	（同左）
第12期計算期間末				
2018年12月10日	65,718,463,080	（同左）	2.0019	（同左）
第13期計算期間末				
2019年12月10日	87,718,164,844	（同左）	2.2649	（同左）
第14期計算期間末				
2020年12月10日	123,813,952,026	（同左）	2.6279	（同左）
第15期計算期間末				
2021年12月10日	185,489,943,977	（同左）	3.2402	（同左）
第16期計算期間末				
2022年12月12日	215,903,073,650	（同左）	3.1475	（同左）
第17期計算期間末				
2023年12月11日	280,280,111,890	（同左）	3.6838	（同左）
第18期計算期間末				
2024年12月10日	362,037,398,081	（同左）	4.4473	（同左）
第19期計算期間末				
2025年12月10日	433,738,531,705	（同左）	5.1024	（同左）
2025年6月末日	371,948,016,767	-	4.4014	-
7月末日	387,980,961,424	-	4.5832	-
8月末日	388,864,282,965	-	4.5820	-
9月末日	400,912,332,555	-	4.7205	-
10月末日	426,388,883,288	-	5.0177	-
11月末日	430,250,652,731	-	5.0526	-
12月末日	437,853,638,914	-	5.1535	-
2026年1月末日	444,638,517,083	-	5.2173	-
2月末日	451,671,605,592	-	5.2892	-
3月末日	415,809,319,233	-	4.8586	-
4月末日	461,108,958,372	-	5.3826	-
5月末日	491,386,512,045	-	5.7321	-
6月末日	502,299,452,336	-	5.8482	-

②【分配の推移】

期	期間	1万口当たりの分配金（円）
第10期	2015年12月11日～2016年12月12日	—
第11期	2016年12月13日～2017年12月11日	—
第12期	2017年12月12日～2018年12月10日	—
第13期	2018年12月11日～2019年12月10日	—
第14期	2019年12月11日～2020年12月10日	—
第15期	2020年12月11日～2021年12月10日	—
第16期	2021年12月11日～2022年12月12日	—
第17期	2022年12月13日～2023年12月11日	—
第18期	2023年12月12日～2024年12月10日	—
第19期	2024年12月11日～2025年12月10日	—

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第10期	2015年12月11日～2016年12月12日	△2.11
第11期	2016年12月13日～2017年12月11日	25.05
第12期	2017年12月12日～2018年12月10日	△3.77
第13期	2018年12月11日～2019年12月10日	13.14
第14期	2019年12月11日～2020年12月10日	16.03
第15期	2020年12月11日～2021年12月10日	23.30
第16期	2021年12月11日～2022年12月12日	△2.86
第17期	2022年12月13日～2023年12月11日	17.04
第18期	2023年12月12日～2024年12月10日	20.73
第19期	2024年12月11日～2025年12月10日	14.73
第20期中間	2025年12月11日～2026年6月10日	11.13

※収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

2 【設定及び解約の実績】

	設定口数（口）	解約口数（口）
第10期計算期間 （2015年12月11日～2016年12月12日）	7,240,165,493	2,313,562,705
第11期計算期間 （2016年12月13日～2017年12月11日）	7,521,869,263	4,188,648,776
第12期計算期間 （2017年12月12日～2018年12月10日）	9,888,715,461	2,932,830,730
第13期計算期間 （2018年12月11日～2019年12月10日）	10,320,257,286	4,418,699,074
第14期計算期間 （2019年12月11日～2020年12月10日）	15,342,658,766	6,955,521,909
第15期計算期間 （2020年12月11日～2021年12月10日）	15,684,395,638	5,553,323,204
第16期計算期間 （2021年12月11日～2022年12月12日）	16,513,435,059	5,164,979,600
第17期計算期間 （2022年12月13日～2023年12月11日）	15,485,313,317	7,996,357,807
第18期計算期間 （2023年12月12日～2024年12月10日）	15,287,784,036	9,966,107,094
第19期計算期間 （2024年12月11日～2025年12月10日）	13,301,674,410	9,700,970,997
第20期中間計算期間 （2025年12月11日～2026年6月10日）	5,862,663,666	5,250,067,831

3【ファンドの経理状況】

当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号、以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期中間計算期間（2025年12月11日から2026年6月10日まで）の中間財務諸表について、太陽有限責任監査法人による中間監査を受けております。

【セゾン資産形成の達人ファンド】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第19期 (2025年12月10日現在)	第20期中間計算期間 (2026年6月10日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	—	2
コール・ローン	9,506,962,507	9,146,461,384
投資信託受益証券	182,530,934,597	151,350,162,397
投資証券	243,251,615,551	325,301,026,830
未収入金	—	2,350,849,997
流動資産合計	435,289,512,655	488,148,500,610
資産合計	435,289,512,655	488,148,500,610
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	—	1,989,180
未払金	—	1,099,082,500
未払解約金	409,034,353	289,909,013
未払受託者報酬	70,255,358	78,301,174
未払委託者報酬	1,071,029,351	1,202,862,213
その他未払費用	661,888	658,112
流動負債合計	1,550,980,950	2,672,802,192
負債合計	1,550,980,950	2,672,802,192
純資産の部		
元本等		
元本	85,006,852,809	85,619,448,644
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金(△)	348,731,678,896	399,856,249,774
(分配準備積立金)	168,479,117,933	158,429,690,728
元本等合計	433,738,531,705	485,475,698,418
純資産合計	433,738,531,705	485,475,698,418
負債純資産合計	435,289,512,655	488,148,500,610

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

	(単位：円)	
	第19期中間計算期間 自 2024年12月11日 至 2025年6月10日	第20期中間計算期間 自 2025年12月11日 至 2026年6月10日
営業収益		
受取利息	14,042,953	28,408,372
有価証券売買等損益	4,109,469,861	44,424,135,164
為替差損益	△9,674,641,194	5,419,674,854
その他収益	23,007,298	43,681,949
営業収益合計	△5,528,121,082	49,915,900,339
営業費用		
受託者報酬	62,629,126	78,301,174
委託者報酬	946,885,542	1,202,862,213
その他費用	658,112	658,112
営業費用合計	1,010,172,780	1,281,821,499
営業利益又は営業損失(△)	△6,538,293,862	48,634,078,840
経常利益又は経常損失(△)	△6,538,293,862	48,634,078,840
中間純利益又は中間純損失(△)	△6,538,293,862	48,634,078,840
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△)	△576,656,056	796,555,436
期首剰余金又は期首欠損金(△)	280,631,248,685	348,731,678,896
剰余金増加額又は欠損金減少額	24,052,002,103	24,825,060,019
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	24,052,002,103	24,825,060,019
剰余金減少額又は欠損金増加額	15,716,888,318	21,538,012,545
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	15,716,888,318	21,538,012,545
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	—	—
中間剰余金又は中間欠損金(△)	283,004,724,664	399,856,249,774

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価の評価に当たっては、投資信託受益証券の直近の基準価額に基づいて評価しております。 (2)投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価に当たっては、当該有価証券発行元の提供する直近の日の1単位当たり純資産額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として、中間計算期間末日の我が国における対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

	第19期 2025年12月10日現在	第20期中間計算期間 2026年6月10日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数	85,006,852,809口	85,619,448,644口
2. 計算期間末日における1単位当たりの純資産の額		
1口当たり純資産額	5.1024円	5.6702円
(1万口当たり純資産額)	(51,024円)	(56,702円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	第19期 2025年12月10日現在	第20期中間計算期間 2026年6月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	金融商品は、原則としてすべて時価で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)投資信託受益証券及び投資証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2) ----- (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)投資信託受益証券及び投資証券 同左 (2)デリバティブ取引 「（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

第19期（2025年12月10日現在）

該当事項はありません。

第20期中間計算期間（2026年6月10日現在）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年 超		
市場取引以外の 取引	為替予約取引 売建 アメリカ・ドル	1,241,271,470円	－	1,243,260,650円	1,989,180円
合 計		1,241,271,470円	－	1,243,260,650円	1,989,180円

（注）時価の算定方法

1．対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

② 当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

（イ） 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

（ロ） 当該日を超える対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2．対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

（その他の注記）

元本の移動

	第19期 2025年12月10日現在	第20期中間計算期間 2026年6月10日現在
期首元本額	81,406,149,396円	85,006,852,809円
期中追加設定元本額	13,301,674,410円	5,862,663,666円
期中一部解約元本額	9,700,970,997円	5,250,067,831円

4【委託会社等の概況】

（１）【資本金の額】

2026年6月末日現在の資本金の額	1, 0 0 0百万円
発行可能株式総数	1 0 0, 0 0 0株
発行済株式総数	5 6, 6 6 7株

直近５ヵ年の資本金の額の増減

該当事項はありません。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）およびその受益権の募集または私募（第二種金融商品取引業）を行っています。

2026年6月末日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	3本	1,206,819百万円
合計	3本	1,206,819百万円

（３）【その他】

本報告書提出前6ヶ月以内において、訴訟事件その他委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

5【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社であるセゾン投信株式会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の財務諸表について、太陽有限責任監査法人による監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

	(単位：千円)			
	前事業年度 (2025年3月31日)		当事業年度 (2026年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		4,265,716		5,234,731
直販顧客分別金信託		763,365		691,401
貯蔵品		2,806		1,899
前払費用		30,606		36,220
未収委託者報酬		1,332,093		1,627,816
その他		7,575		17,362
流動資産合計		6,402,162		7,609,431
固定資産				
有形固定資産				
建物	※ 1	13,769	※ 1	40,162
工具、器具及び備品	※ 1	3,787	※ 1	14,050
その他	※ 1	3,402	※ 1	9,419
有形固定資産合計		20,958		63,632
無形固定資産				
ソフトウェア		471,634		375,854
無形固定資産合計		471,634		375,854
投資その他の資産				
差入保証金		88,500		69,132
繰延税金資産	※ 2	41,291	※ 2	45,988
投資その他の資産合計		129,792		115,121
固定資産合計		622,385		554,608
資産合計		7,024,548		8,164,040
負債の部				
流動負債				
預り金		631,295		901,895
顧客からの預り金		668,285		613,588
未払金		355,197		366,819
未払費用		36,790		41,133
未払法人税等		246,116		342,464
未払消費税等		101,778		80,660
賞与引当金		42,115		48,091
流動負債合計		2,081,579		2,394,651
負債合計		2,081,579		2,394,651
純資産の部				
株主資本				
資本金		1,000,000		1,000,000
資本剰余金				
資本準備金		77,156		77,156
資本剰余金合計		77,156		77,156
利益剰余金				
利益準備金		46,636		80,807
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		3,819,175		4,611,425
利益剰余金合計		3,865,812		4,692,232
純資産合計		4,942,968		5,769,388
負債・純資産合計		7,024,548		8,164,040

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	※ 3 3,825,657	※ 3 4,430,765
営業収益計	3,825,657	4,430,765
営業費用		
支払手数料	523,909	684,819
広告宣伝費	180,772	253,947
調査費	20,824	20,915
委託計算費	179,291	187,296
営業雑経費	354,723	309,644
通信費	48,503	51,234
印刷費	42,663	42,203
協会費	3,888	4,172
業務外注費	64,827	54,727
その他営業雑経費	194,840	157,305
営業費用計	1,259,521	1,456,623
一般管理費		
給料	630,221	713,098
役員報酬	38,970	41,100
給料・手当	483,647	544,171
賞与	44,748	57,536
賞与引当金繰入額	42,115	48,091
退職給付費用	20,740	22,200
交際費	2,888	3,169
旅費交通費	13,812	18,231
租税公課	32,287	37,925
不動産賃借料	75,122	114,499
固定資産減価償却費	124,513	144,368
諸経費	267,926	278,411
一般管理費計	1,146,772	1,309,702
営業利益	1,419,363	1,664,438
営業外収益		
受取利息	6,873	23,552
助成金収入	—	3,255
販売会社移管手数料	1,245	772
その他	1,075	1,524
営業外収益計	9,194	29,103
営業外費用		
固定資産除却損	66	5,305
その他	1,535	1,917
営業外費用計	1,602	7,223
経常利益	1,426,954	1,686,319
税引前当期純利益	1,426,954	1,686,319
法人税、住民税及び事業税	398,673	522,894
法人税等調整額	2,554	△ 4,696
法人税等合計	401,228	518,197
当期純利益	1,025,726	1,168,121

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	1,000,000	77,156	-	77,156	22,213	3,062,107	3,084,320	4,161,477	4,161,477
当期変動額									
剰余金の配当 ※ 4	-	-	-	-	24,423	△ 268,658	△ 244,234	△ 244,234	△ 244,234
当期純利益	-	-	-	-	-	1,025,726	1,025,726	1,025,726	1,025,726
当期変動額合計	-	-	-	-	24,423	757,068	781,491	781,491	781,491
当期末残高	1,000,000	77,156	-	77,156	46,636	3,819,175	3,865,812	4,942,968	4,942,968

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
						繰越利益 剰余金			
当期首残高	1,000,000	77,156	-	77,156	46,636	3,819,175	3,865,812	4,942,968	4,942,968
当期変動額									
剰余金の配当 ※ 4	-	-	-	-	34,170	△ 375,872	△ 341,702	△ 341,702	△ 341,702
当期純利益	-	-	-	-	-	1,168,121	1,168,121	1,168,121	1,168,121
当期変動額合計	-	-	-	-	34,170	792,249	826,419	826,419	826,419
当期末残高	1,000,000	77,156	-	77,156	80,807	4,611,425	4,692,232	5,769,388	5,769,388

注記事項**（重要な会計方針）****1．棚卸資産の評価基準及び評価方法****貯蔵品**

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

2．固定資産の減価償却の方法**(1) 有形固定資産（リース資産を除く）**

定率法によっております。ただし、1998年4月以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～8年

工具、器具及び備品 3～8年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3．引当金の計上基準**賞与引当金**

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は次のとおりです。

当社は、投資信託の設定・運用・販売にかかる業務を投資信託事業として営んでいます。このような業務については、日常的又は反復的にサービスを提供していることから、投資信託の計算期間にわたり履行義務が充足されるため、日々の投資信託における純資産に対する一定割合を収益として認識しています。

5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項**消費税等の会計処理**

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（重要な会計上の見積り）

該当事項はありません。

（未適用の会計基準等）

（リースに関する会計基準等）

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

（1）概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

（2）適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（貸借対照表関係）

有形固定資産の減価償却累計額 ※1

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
建物	34,407千円	30,276千円
工具、器具及び備品	22,631千円	28,834千円
その他	4,582千円	6,003千円
有形固定資産合計	61,621千円	65,114千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	56,667株	—	—	56,667株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額 ※ 4

2024年6月28日開催の定時株主総会において、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議しております。

配当金の総額 244,234千円

配当の原資 利益剰余金

1株当たりの配当額 4,310円

基準日 2024年3月31日

効力発生日 2024年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり付議します。

配当金の総額 341,702千円

配当の原資 利益剰余金

1株当たりの配当額 6,030円

基準日 2025年3月31日

効力発生日 2025年6月28日

当事業年度（自2025年4月1日 至2026年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	56,667株	—	—	56,667株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額 ※ 4

2025年6月27日開催の定時株主総会において、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議しております。

配当金の総額 341,702千円

配当の原資 利益剰余金

1株当たりの配当額 6,030円

基準日 2025年3月31日

効力発生日 2025年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2026年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり付議します。

配当金の総額 389,302千円

配当の原資 利益剰余金

1株当たりの配当額 6,870円

基準日 2026年3月31日

効力発生日 2026年6月30日

（リース取引関係）

前事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自2025年4月1日 至2026年3月31日）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金の運用については主に流動性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、受託銀行が分別管理しております。

顧客からの預り金は、受託銀行が分別管理しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である未収委託者報酬は、当社に入金されるまでの期間は受託銀行により分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投機的な取引及び投資は行わない方針のため、市場リスクは僅少であります。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

資金管理担当部署が適時に資金繰り計画を確認するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。

また、金融商品の時価は、時価の算定に係るインプットの観察及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに分類しております。

前事業年度（2025年3月31日）

①時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

現金及び預金、未収委託者報酬、直販顧客分別金信託、顧客からの預り金、預り金、未払金、未払消費税等、未払法人税等

これらはすべて短期間（1年以内）で決済されるため、時価が帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。また、差入保証金については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

当事業年度（2026年3月31日）

①時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

現金及び預金、未収委託者報酬、直販顧客分別金信託、顧客からの預り金、預り金、未払金、未払消費税等、未払法人税等

これらはすべて短期間（1年以内）で決済されるため、時価が帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。また、差入保証金については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

（有価証券関係）

前事業年度（2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2026年3月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（2025年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

当事業年度（2026年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度 （自2024年4月1日 至2025年3月31日）	当事業年度 （自2025年4月1日 至2026年3月31日）
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出制度を採用しております。また、親会社等からの出向者には、出向元の退職給付制度が採用されております。 2. 確定拠出制度 確定拠出制度への要拠出額は20,740千円であります。	1. 採用している退職給付制度の概要 同左 2. 確定拠出制度 確定拠出制度への要拠出額は22,200千円であります。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産の発生原因別の主な内訳 ※2

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	13,125千円	15,158千円
未払事業税	14,769千円	17,774千円
減価償却超過額	7,350千円	8,733千円
その他	6,045千円	4,322千円
繰延税金資産小計	41,291千円	45,988千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	- 千円	- 千円
評価性引当額小計	- 千円	- 千円
繰延税金資産合計	41,291千円	45,988千円

（注）前事業年度は、賞与引当金の一部を貸借対照表では未払費用に含めて表示しております。

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
法定実効税率	30.62%	—
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.01%	—
住民税均等割等	0.16%	—
租税特別措置法上の税額控除	△2.41%	—
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	0.02%	—
その他	△0.28%	—
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.12%	—

（注）当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

前事業年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)	当事業年度 (自2025年4月1日 至2026年3月31日)
当社は、資産除去債務について、不動産賃貸借契約に係る差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を差入保証金から減額して費用計上する方法によっております。	同左

（賃貸等不動産関係）

該当事項はありません。

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 ※3

当社は、投資信託の設定・運用・販売、及びこれらの付随事業のみの単一セグメントであるため、顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、ファンドごとに記載しております。

	前事業年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)	当事業年度 (自2025年4月1日 至2026年3月31日)
セゾン・グローバルバランスファンド	2,086,901千円	2,425,046千円
セゾン資産形成の達人ファンド	1,698,457千円	1,952,191千円
セゾン共創日本ファンド	40,298千円	53,527千円
顧客との契約から生じる収益	3,825,657千円	4,430,765千円
外部顧客への売上高	3,825,657千円	4,430,765千円

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

前事業年度 （自2024年4月1日 至2025年3月31日）	当事業年度 （自2025年4月1日 至2026年3月31日）
1. セグメント情報 当社の事業セグメントは、投資信託事業の設定・運用・販売、及びこれらの付随事業という単一のセグメントであるため、記載を省略しております。	1. セグメント情報 同左
2. 関連情報 (1) 製品及びサービスごとの情報 単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。	2. 関連情報 (1) 製品及びサービスごとの情報 同左
(2) 地域ごとの情報 ①売上高 本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。	(2) 地域ごとの情報 ①売上高 同左
②有形固定資産 本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。	②有形固定資産 同左
(3) 主要な顧客ごとの情報 外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。	(3) 主要な顧客ごとの情報 同左
3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 該当事項はありません。	3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 同左
4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 該当事項はありません。	4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 同左
5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。	5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 同左

（関連当事者情報）

前事業年度（2024年4月1日 至2025年3月31日）

親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

(株)クレディセゾン（東京証券取引所に上場）

当事業年度（2025年4月1日 至2026年3月31日）

親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

(株)クレディセゾン（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

前事業年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)		当事業年度 (自2025年4月1日 至2026年3月31日)	
1株当たり純資産額	87,228円35銭	1株当たり純資産額	101,812円15銭
1株当たり当期純利益金額	18,100円95銭	1株当たり当期純利益金額	20,613円80銭
(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。		2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。	
当期純利益	1,025,726千円	当期純利益	1,168,121千円
普通株主に帰属しない金額	-	普通株主に帰属しない金額	-
普通株主に係る当期純利益	1,025,726千円	普通株主に係る当期純利益	1,168,121千円
普通株式の期中平均株式数	56,667株	普通株式の期中平均株式数	56,667株

(重要な後発事象)

前事業年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)	当事業年度 (自2025年4月1日 至2026年3月31日)
該当事項はありません。	同左

独立監査人の監査報告書

2026年6月9日

セゾン投信株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

八代 輝雄

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

石倉 毅典

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているセゾン投信株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セゾン投信株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年8月25日

セゾン投信株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山村 幸也
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているセゾン資産形成の達人ファンドの2025年12月11日から2026年6月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、セゾン資産形成の達人ファンドの2026年6月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年12月11日から2026年6月10日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、セゾン投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

セゾン投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。